

福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年8月6日（金） 14:00～
- 2 開催場所 福岡県中小企業振興センター 大ホール
- 3 出席委員 安部委員、石橋委員、猪野委員、大島委員、大塚委員、大橋委員、小方委員、小河委員、香月委員、鎌田委員、川野委員、小坂委員、堺委員、佐藤委員、塩川委員、杉原委員、田中（喜）委員、田中（大）委員、長委員、豊福委員、永原委員、中村委員、拜生委員、本郷委員、松崎委員、三根委員、百枝委員、安永委員、横山委員（29名）
- 4 欠席委員 川口委員、川原委員、田原委員、西尾委員、林委員、星井委員（6名）
- 5 議題 審議事項
令和4年度社会福祉施設等の整備方針について
- 6 議事の概要

司会

（開会）

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、福岡県社会福祉審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます福祉労働部福祉総務課課長補佐の時安と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ち、皆様にご案内いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、お席の間隔を広く取った上で、各席の間にパーテーションを設置しております。

恐れ入りますが、ご発言いただく際には、マスクを着用したままでご発言いただきますよう、お願ひいたします。

また、福岡コロナ特別警報の発動に伴い、一部委員の方には、オンラインでご参加いただいております。

（委員の紹介）

それでは、まず初めに委員の紹介を行います。

本審議会委員は、お手元配布の委員名簿のとおりです。

なお、猪野委員、香月委員、塩川委員、永原委員、拜生委員、本郷委員及び横山委員には、オンラインにてご参加いただいております。

また、川口委員、川原委員、田原委員、西尾委員、林委員及び星井委員については、本日も欠席となっております。

（福岡県あいさつ）

それでは、ここで、福祉労働部長の後藤からごあいさつ申し上げます。

後藤部長

【あいさつ】

司会	<p>(事務局職員の紹介) 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。本日出席しております事務局職員はお手元配布の事務局職員名簿のとおりです。 どうぞよろしく願いいたします</p> <p>(審議会開始) それでは、ただ今から、審議会を始めさせていただきます。 まず、審議会の定足数についてです。 審議会の委員総数は、35名でございますが、29名のご出席をいただいておりますので、委員定数の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、会議は、「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、公開することといたしております。</p> <p>(委員長・副委員長の選出) 本日は、新たな委員による初めての審議会になります。社会福祉法第10条及び福岡県社会福祉審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出いただく必要があります。 委員長、副委員長の選出について、審議をお願いします。 委員長、副委員長について、皆様、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
各委員	(意見なし)
司会	特にご意見がないようですので、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。
各委員	〔「異議なし」との声あり〕
司会	事務局としましては、委員長は、引き続き、西南学院大学教授の安部委員にお願いしたいと考えております。 また、副委員長につきましても、引き続き、福岡県医師会理事である香月委員にお願いしたいと考えております。 皆様いかがでしょうか。
各委員	〔「異議なし」との声あり〕
司会	ご異議がないようですので、そのように決定いたします。 それでは、安部委員長は委員長席へお移りください。 それでは、安部委員長、香月副委員長にごあいさつをお願いいたします。
安部委員長	【あいさつ】
香月副委員長	【あいさつ】

司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、各専門分科会及び審査部会の委員の指名に移ります。</p> <p>福岡県社会福祉審議会規則第7条第2項の規定により、委員長が指名することとなっております、安部委員長にお願いいたします。</p>
安部委員長	<p>(各専門分科会及び審査部会の委員の指名)</p> <p>本日は改選後の初めての会議でございますので、審議に先立ちまして、各専門分科会及び審査部会の委員を決めたいと思います。</p> <p>それでは、専門分科会及び審査部会の委員一覧表を配付いたします。</p>
事務局	<p>～全委員に「福岡県社会福祉審議会専門分科会委員名簿」を配布～</p>
安部委員長	<p>本審議会には、5つの専門分科会と5つの部会が設置されております。5つの専門分科会と部会のうち障がい者福祉専門分科会審査部会の委員については、社会福祉法施行令第3条第2項及び福岡県社会福祉審議会規則第7条第2項に基づき、委員長が指名することとなっております。</p> <p>それぞれの専門分科会の委員は名簿のとおりです。</p> <p>今回再任されました委員の方々には、引き続き同じ専門分科会を、また、新任の委員の方々には、前任の方が担当されていた専門分科会を担当していただくことを基本に考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、障がい者福祉専門分科会審査部会の委員には、福岡県社会福祉審議会規則第4条の規定に基づき、専門性を考慮し、医師が臨時委員に任命されています。</p>
司会	<p>委員長有難うございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、任期中の専門分科会、審査部会での御審議について、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議事に移ります。</p> <p>本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、議事進行は安部委員長にお願いいたします。</p>
安部委員長	<p>(審議事項)</p> <p>それでは、議事進行を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。</p> <p>「令和4年度社会福祉施設等の整備方針について」です。</p> <p>本件につきましては、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障がい者・障がい児福祉関連分、保護施設等関連分がございますので、順に、審議させていただきます。</p> <p>まず、「高齢者福祉関連分」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【高齢者福祉関連分について、資料No.1に基づき説明】</p>

安部委員長	<p>ありがとうございました。 今の説明につきまして、質問等ご意見はありますか。 確認ですが、第9次計画で考えられた年度ごとの計画が、予定通り令和4年度に実施されると理解してよろしいですか。</p>
事務局	はい。
安部委員長	<p>ありがとうございました。 他に質問等ご意見はありますか。 質問がないようですので、了承することとしてよろしいですか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
安部委員長	<p>ご異議はないようですので、審議事項「令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」は了承することといたします。 続きまして、「児童福祉関連分」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【児童福祉関連分について、資料No.2に基づき説明】
安部委員長	<p>ありがとうございました。 皆さんの方で質問や御意見はありますか。 私から質問させてください。社会的養育ビジョンで、できるだけ児童養護施設とか乳児院を小規模化ユニット化していくとか、里親委託の推進という話が出ていて、それに基づいて福岡県も社会的養護施設の整備計画を作られていると思いますが、里親の推進であったり、施設の性格が昔と変わってきている中で、これに対応した計画やビジョンはありますでしょうか。</p>
事務局	<p>令和3年度で取り組んでいるのが、入院とか児童養護施設の機能強化ということで、乳児院を退所したお母さんに支援をするために看護師さんを配置する経費、児童養護施設でありますと、医療的ケアを必要とするお子さんが増えてきているので、そのような方をケアするための看護師さんに対する経費、そういうものに助成をすることをしております。</p>
安部委員長	<p>予算措置とか事業としてやっているということで、整備計画としてはここに反映されていないということでしょうか。</p>
事務局	そういうことです。
安部委員長	<p>ありがとうございます。他に質問、ご意見はありませんか。 特にご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)

安部委員長	ご異議はないようですので、審議事項「令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕」は了承することといたします。 続きまして、「障がい者・障がい児福祉関連分」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【障がい（児）福祉関連分について、資料No.3に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 4ページの令和2年度の必要見込量と実績の進捗率とありますが、今の説明とどのような関係がありますか。
事務局	進捗率が低い施設が、県全体として見たときに不足している状況を表しています。 各施設を整備する際には、各市町村ごとに必要性を見て整備を進めていくことになっています。
安部委員長	進捗率が低い施設に関しては、重点的に整備していくと考えてよろしいでしょうか。
事務局	実際に整備を行う際には、それぞれの市町村から意見書を添付していただき、各市町村で不足している施設を整備していくことになります。県全体で見たときに、医療型児童発達支援施設の進捗率が低くなっているの、ここが不足しているということが見て取れます。
安部委員長	確認ですが、各市町村から、具体的にこの施設の整備が不足しているという意見書が挙がってきて、県が優先順位を決めて整備していくということではよろしいですか。
事務局	市町村に我々から整備の必要な施設があるか照会をかけ、市町村から各事業所に老朽している施設や新設する施設はないかという照会をして、事業所からの申請が各市町村の意見書を添付した上で県に挙がってくるということになります。
安部委員長	ありがとうございます。他に質問、ご意見はありませんか。
三根委員	私は福岡県介護老人保健施設協会から来ております。私の専門分科会は高齢者施設の関係ですが、精神科医ですので、障がい者施設と深い関係があります。 そのような中で最近、例えば、就労支援事業ですけれども、素人がやっているとか、医療的介入がなされていないとか、本当に知識があるのか、中には営業させるためにこの施設を作ったのではないかというような施設があります。そのような施設の整備方針はどのようになっていますでしょうか。
事務局	就労支援事業に限らず、実地指導という形で現場に赴きまして、経営状況や運営内容等を検査しまして、不適切な運営を行っているところについては、適宜指導をしています。
三根委員	辛い思いをするのは障がい者です。いろんな情報が県に入ってくると思いますので、不適切な施設には、ぜひご指導をお願いします。

安部委員長	<p>大学の修士の生徒の中に、前職で市の放課後等デイサービスの監査をしていた人がいるのですが、その人の話を聞くと、経営主体が株式会社とか、営利企業が事業所をやっていたり、管理者はいるが資格要件がないなど、かなり質にばらつきがあると話していました。恐らく就労支援施設の事業所もそのような部分があるのではないかと思います。</p> <p>県の仕事かどうかわからないですが、サービスを受けるのは障がい者なので、きちんとサービスが業務として提供されているのかだけでなく、質が担保されたサービスが提供されているかをどうやって保証していくかということをお願いしたいと思います。</p>
三根委員	<p>まさに委員長のおっしゃるとおりで、一度許可をすると、監査で指摘するのは難しい。最初の段階で、営利的に利用されていないかという観点で確認していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>その点については我々も課題認識として持っておりまして、就労支援事業所であれば経営面に偏りがちで、障がい者の就労支援よりも、経営に目が向きがちということがあるので、併せてその辺のところは本来の趣旨に沿って運営されるようにしっかり見ていきたいと思っております。</p>
三根委員	<p>別の施設の経営のために障がい者就労支援施設が利用されていることもあるので、そこも見ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございます。他に質問、ご意見はありませんか。</p>
本郷委員	<p>就労支援についてですが、就労（A型）、（B型）となっていますが、就労定着支援はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>どのようになっていますかというのは、整備についてでしょうか。</p>
本郷委員	<p>就労定着支援は何か対策はありますかということです。なければ大丈夫です。</p>
安部委員長	<p>恐らく、本日は施設整備の部分について審議しているので、事業メニューとしてはあるが、この資料に載っていないというものはいくつもあるのではないのでしょうか。</p>
本郷委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>今回整備という形では定着支援の関係は挙がっておりません。</p>
安部委員長	<p>施設整備ではないですが、事務局の方で何かわかれば説明をお願いしたいのですが、何かありませんか。</p>
事務局	<p>今この場で資料を持ち合せておりませんので申し訳ございません。</p>

安部委員長	他に意見はありませんか。 ご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか
各委員	(「異議なし」との声あり)
安部委員長	審議事項「令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔障がい者・障がい児福祉関連分〕」は了承することといたします。事務局にはただ今、各委員会からお出しいただきましたご意見の趣旨を踏まえて、法人設立及び施設整備の事務に当たっていただきますようお願いいたします。 最後に「保護施設等関連分」を審議します。 本件につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	【保護施設等関連分について、No.4に基づき説明】
安部委員長	県所管の救護施設について、どのくらいの利用があるのかを教えてくださいませんか。
事務局	県所管の救護施設は3か所あります。大野城市、香春町、添田町、にそれぞれございます。 大野城市の施設につきましては、定員が50名の施設でございます。香春町の施設につきましては、定員が80名、添田町の施設につきましては、定員が60名です。おおむねどの施設も定員いっぱい状況でございます。 授産施設につきましては、八女市でございます。定員は50名で、ほぼ定員いっぱい状況でございます。
安部委員長	ありがとうございます。他に質問、ご意見はありませんか。 特にご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
安部委員長	ご異議はないようですので、審議事項「令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔保護施設等関連分〕」は了承することといたします。 次に(2)報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(報告事項) 福祉総務課の徳永でございます。 報告事項についてご説明いたします。お手元の資料No.5をご覧ください。 この資料は、表紙に記載しておりますとおり、令和2年度各専門分科会の開催実績及び県の福祉施策のうち、主要なものについてまとめたものでございます。 資料の1ページをお開き願います。1ページから4ページまでは、昨年度開催しました、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の各専門分科会の開催実績についてまとめたものです。また、5ページ以降につきましては、県の福祉施策の主要なものについて記載させていただいております。 大変恐れ入りますが、本日は時間の都合上、資料の説明は省略させていただきます。 この資料につきましては、お持ち帰りいただき、ぜひ、ご一読ください。 なお、内容についてご意見、ご質問等がございましたら、どうぞご遠慮なく事務局までお寄せいただければと思います。説明は以上です。

安部委員長	<p>ありがとうございます。最後になりますが、全体を通して何か質問、ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議事については終了いたします。</p> <p>では、事務局にお返しします。</p>
司会	<p>委員長ありがとうございます。今後の各専門分科会の開催予定について、ご案内いたします。</p> <p>民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会は、必要に応じて複数回開催を予定しております。</p> <p>児童福祉専門分科会は、月1回程度の開催を予定しております。</p> <p>地域福祉支援計画専門分科会は、今年度が同計画の見直し作業年度となるため、3回程度の開催を予定しております。</p> <p>それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>オンラインにてご参加いただいた委員の皆様には、本日、机上にて配布させていただいた、専門分科会委員名簿を、審議会終了後に送付させていただきます。</p> <p>なお、本日は、この後引き続き、中小企業振興センターの401会議室において児童福祉専門分科会を開催いたします。児童福祉専門分科会委員におかれましては、この後401会議室までご移動ください。</p> <p>これもちまして、福岡県社会福祉審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p>